

## エーザイ豊友会本庄支部内規

### 第1項 (目的)

本内規はエーザイ豊友会本庄支部会則第8条(総会、講演会、親睦会、同好会活動、支部名簿管理、慶弔に関する事項など)の事業の円滑な運営を目的とする。

### 第2項 (事業運営)

事業は次の通り運営する。

- (1) 総会は前年度の経過・決算、当年度の事業計画・予算、同好会活動、新会員紹介、賀寿者等を報告する。開催時期は毎年4月～5月とする。
- (2) 講演会は、総会開催時或は適宜必要により開催することが出来る。
- (3) 親睦会(懇親会)は、総会開催時或は適宜必要により開催することが出来る。
- (4) 支部同好会は下記の通り運営する。
  - ①本庄支部役員会で認定を受けること。
  - ②同好会は自己負担。自己運営を原則とする。
  - ③同好会設立要件
    - ・会員交流効果が見込まれ、代表者または幹事が存在し、向こう1年間の活動計画の提出と支部役員会の承認を受けること。
    - ・他の会員に知らせ入会退会を妨げないこと。
  - ④同好会は運営員会に活動計画、実績と経費実績を報告すること。
  - ⑤同好会は支部より支援を受けることが出来る。

### 第3項 (名簿の運営)

支部長および事務局長は豊友会本部より通達される支部会員名簿を適正に管理しなければならない。但し個人情報法の観点から情報は最小限(個人名、住所、生年月日、性別、)にとどめパスワード管理する。

### 第4項 (慶弔事項)

支部の慶弔は下記の通り行う。

- (1) 賀寿はエーザイ豊友会内規に従う。
- (2) 支部会員の弔事は遺族又は知り得た会員が最寄りの役員に報告する。

役員若しくは知り得た会員は、遺族の気持ちを尊重しつつ逝去日、年齢、喪主、通夜日、告別日、場所、連絡先(遺族名、電話)情報が得られるように努力する。その際、故人・遺族の希望(家族葬又は通常葬)を聴取する。

支部は家族葬であっても会員弔事は年金、サンプル(株)扱い各種保険等に関与するゆえ本部へ連絡する。HP掲載は故人・家族の意思に依る。

なお、支部長、事務局長は故人が会員であることを確認しなければならない。通常葬の場合、役員、会員は訃報を知人、関係者に連絡しても構わない。

## 実施

本内規は平成 17 年 10 月 1 日より仮実施し平成 18 年 4 月 1 日より実施した。

第 1 回改定 平成 18 年 4 月 19 日 配偶者の香典追加

第 2 回改定 平成 19 年 4 月 3 日 役員、事業内容の修正に伴う改定

第 3 回改定 平成 24 年 10 月 1 日 協賛金廃止に伴う事業内容の改定

第 4 回改定 平成 27 年 4 月 1 日 役員、事業内容の修正に伴う改定

第 5 回改定 令和 元年 7 月 1 9 日 新年会の削除、同好会支援の明文化、同好会規模の削除、会員弔事の際の対応の明文化